別紙様式2

年度を記入し、算定する 加算を〇で囲んでください。

担当者名	○○ △男
電 話	0 5 2 - 1 2 3 - 4 5 6 7
F A X	052-321-9876

福祉,介護職員処遇改善計画書(平成29年度届出月 本書の内容に関しての問合 先をご記入ください。 (算定する加算 福祉・介護職員処遇改善加算 福祉・介護職員処遇改善!

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号 0 0 3 (1事業所のみの場合記載すること)

事業者・開設者	フリガナ シャカイフク		イゴフクシカイ		法人番号(13 桁)		
7 3/4 2/3/4	名 称 社会福祉法人丸八介護福祉会				1234567890123		
主たる事務所の	〒4608508	タナ日本カワニのカニ	: 丁口(妾(旦		国形点から添加さ	上平1+- 10 t	
王たる事務所の 所在地	府・県	道 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 3			国税庁から通知を受けた 13 の法人番号を記入してください		
171 11. 20	電話番号 052-972-3965		FAX 番	景 052-972-41		人し (く)こさい。	
to the market of the	フリガナ				頁目に当該事業所の	情報を	
事業所等の名称	名 称 別紙一覧表に	\$ 3 \	記載してくださ	l,			
	Ŧ				ビ <u>複数サービス</u> の指	定を受	
事業所の所在地	都・道 府・県			ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー			
ず未別 の別 1年地			スすべてを記載してください。				
	電話番号		IAA B	· ·			
※事業所等情報	については、複数の事業所	<u> </u>	する場合は「別紙-	- 覧表による」。	と記載すること。		
				質定する			
(1) 賃金改	善計画について(本計画	可に記載された金額に [、]	ついては見込みの額	質で「井足りるが	加井にしていいること	-0	
数等)、人	員配置状況(職員数等)その			3			
① 算定する加算	第の区分	・福祉・介護職員処		I) II III	IV 算定開始月	~	
年度を記入		・福祉・介護職員処	遇改善特別加算		—— 当該年度σ		
	战 員処遇改善(特別)加算	平成 29 年	4 月 ~ 平成	30年3			
算定为 月				1			
③ 平成 2 9 年月	度福祉・介護職員処遇改善	(特別)加算の見込額		13 55 4 1 1 1 7	7,500,00	0 円	
④ 賃金改善の身	見込額(i − ii)			込額を上回る	7,600,00	00円	
i) 加算の		た場合の賃金の総額		質は不可。	58,900,00	00円	
ii) 初めて	ii) 初めて加算を取得する(した) 月の前年度の賃金の総額 51,300,000 円						
加質(I)の上毛	乗せ相当分を用いて計算す	ろ場合(平成28年度	において従来の加賀	<u>し</u>	していた事業者に限る		
	度福祉・介護職員処遇改善				O (
(5)	夏福価 万 慶椒貝及過以唇。 類を差し引いた額)	加弄 • 7 允)による弁定領が、	フ加 昇(II)		円	
⑥ 賃金改善の身	見込額(iii-iv)					円	
iii)加算(I) の算定により賃金改善	手を行った場合の賃金	②の算定月数と同	司じ月数の期間	とすること。	1	
:) 知みて		並に座の任人の公類	前年度も算定して	いる場合、期間	間が重複しないこと。	1	
		別中及の貝金の総領					
賃金改善の方法に		Τ .					
賃金改善実施				~ 平成 30			
	月~翌年3月までの連続する			いよう、福祉・介	・護職員への支払い期間を	:記入	
	お、当該期間の月数は加算の3 う賃金項目及び方法(できる			その項目が	就業規則(又は賃金	規程	
	善を行う賃金項目(増額若し			等)に規定さ	れていることが必要。		
	賞与(一時金)	() AND CICALS OI	上 () 3 加 子 () 項 [(∄具体的に「い	いつ」「いくら」の改善	を行	
	<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	改善実施時期 (支払予定)	月)	うのかを記載	してください。		
基本給に	ついては原則として毎月、賞	与(一時金)は6月と1	2月に実施				
	たりの平均賃金改善月額(賞						
	かつ全体の平均で、法定福利 額に対して10%の増額(平				貝とは必すしも一致しなり	<u>(</u>	
	観に対して「0%の増額(平 善を行う対象職種(勤務形態				重は漏れなく記載すること		
	上 法 支援 B 、 職 業 指 導 B	2=24, 4-12 W 198 [22]	,, , , , , , , , , , , , , , , , ,				

- ※ 加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
- ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。 ※ ④は③を、⑥は⑤を上回らなければならないこと。
- ④ ii)、⑥ iv)の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点か ら賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、 賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。 ※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。 ・添付書類1:都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表(指定権者毎)

- ・添付書類2:各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県毎) ・添付書類3:計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等に係る都道府県の一覧表

「キャリアパス要件の審査基準」で示されて

いる内容が就業規則等に規定されているこ (2) キャリアパス要件について とを確認してください。 次の内容についてあてはまるものに○をつけること 次の①から③までのすべての要件を満たす ① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。 該当 非該当 ② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。 ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知している ※ 非該当の場合、①から③までの要 件を全て満たすことのできない理由 該当 ・ 非該当 を満たす。 「目標」の記載を忘れずに。 アを選択した場合は()に研 修内容等を具体的に記載する の意見交換を踏 介護福祉士の取得率を20%以上向上さ こと。 めの目標 ア又はイのいずれか 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導 に〇があれば該当で に、福祉・介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容につ ④の実現のた よい。 体的な取り組みの内容 月1回以上社内研修又は外部研修を実施 (該当するもの全てに 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること イを選択した場合は()に支援内 容を記載してください。この場合、 次の職場環境要件のうち、一番上 満たす の研修受講支援の項目は選択でき 該当)・ 非該当 いて、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に ||定する仕組みを設けている。 ません。 ⑥に該当する具体的 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを な仕組みの内容 (該当す るもの全てに○をつけ 資格等に応じて昇給する仕組み ~ ウのいずれか ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応 ること。) に〇があれば該当 指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者につ でよい。 仕組みであることを要する -定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただ し、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する ※ 就業規則等(給与規程や要件Ⅰ及びⅢの適合状況を確認できる書類を就業規則と別に作成している場合はそれらの書類を含む。)を 添付すること。 (3) 職場環境等要件について (※) 太枠内に記載すること 重複する事項を記載しないこと 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対 するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む) 資質の向上 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る) その他(新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策 の充実 ICT活用(支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能 にすること等を含む)による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤 情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に 応じたサービス提供等) による業務省力化 労働環境・ 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入 処遇の改善 福子・大学の両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 そ育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務 環境や支援内容の改善 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 その他 (中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短 時間正規職員制度の導入等)) 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 その他 非正規職員から正規職員への転換 職員の増員による業務負担の軽減 その他 (

※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員処遇改善加算の請求に<mark>確実に全職員に対し書面で周知すること。</mark> められることや障害福祉事業者の指定が取り消される場。確実に全職員に対し書面で周知すること。

平成29年 2月25日 (法人名) 社会福祉法人丸八介護福祉会

(代表者 職·氏名) 代表取締役 川村 孝

代表